

韓国における警察官職務執行法上の不審検問と人権保障

金孝振*

目次

- I. 序論
- II. 不審検問の法的性格
- III. 不審検問の理論的検討
- IV. 不審検問の問題点と改善方案
- V. 結論

I. 序論

警察官職務執行法第3条に規定されている不審検問は警察権発動の行使と同時に国民の自由と権利を制限する根拠になる。

警察は社会公共の安全と秩序を維持するために国民に命令・強制などの権力的・侵益的作用を主な手段として使っている。

このような警察権発動の根拠になる警察官職務執行法の中で、不審検問は警察の職務執行手段の一つとして犯罪の予防・早期発見そしてその鎮圧のために設けられた制度であり、本質的には任意処分であるといえるが現実的に警察官は業務の多くの部分を不審検問を通じて随行している。

しかし不審検問に対しては、いろいろな法的な問題点と運用上の問題点が提起されてきたし、このために警察官は法の執行現場で市民との摩擦などの苦労を経験している。不審検問は‘市民と警察の出会い’が成り立つ最

初の段階で、公権力と人権の接点に位置し、その社会の公権力行使の正当性を見計らう尺度としての機能を持つと言える。

不審検問はこのように警察のより積極的に能動的な治安活動を通じて国民を犯罪から保護して平穏な生活を維持させられるという肯定的な側面と共に、その公権力が行使される過程で国民に不便と不快感を与え、さらに自由と人権の侵害を誘発する蓋然性を十分に内包する否定的な側面も持っている。

即ち不審検問は犯罪の予防と鎮圧による治安維持と適法的手続きによる人権保障と言う二つの目的を同時に持っている。不審検問において、この二つの目的は理論的には相互補完的な関係であるが、現実的には接点で互いに衝突する緊張関係に立たされていると言える。不審検問制度が持っている、この二つの目的を成し遂げるためには法律で不審検問の要件、対象、手続きを厳しく規定する必要がある、公権力を行使する過程で法を執行する警察の遵法意志と実践的な努力が要求される。

故に本論文は一般市民の生活と密接に関連している不審検問についてその問題点を提示することによって、いままで市民の自由や権利、基本的な人権が侵害されていた誤った不審検問の慣行を改め、また人権保障のための

*韓国：慶雲大学校 警察行政学部 副教授

不審検問の合理的な改善方を提示する。

II. 不審検問の法的性格

1. 意義

警察官職務執行法（以下“警職法”と言う）第3条第1項では、不審検問について“警察官は怪しい挙動やその他周囲の事情を合理的に判断して、既に何らかの罪を犯していたり或は犯そうとしていると疑われる相当な理由のある者、または既に発生した犯罪や発生可能な犯罪行為に関して、その事実を知っていると認定される者を止めて質問する事ができる。”と規定している。ここで不審検問とは、狭義では“警察官が挙動の怪しい者を発見した時、その者を止めて質問する事”を意味し、広義では“停止させ質問すること以外に、一定の要件の下での同行要求や所持品の検査”までを包含する¹⁾。

通常、検問は犯罪の事前防止や犯罪者検挙のための警察活動の重要領域であり、交通の取り締り、凶悪で重大な事件発生時の犯人逮捕、警察活動に伴う危険物の発見、その他一般犯罪の予防・検挙など警察上の目的を達成するために普通複数の警察官が一定の場所で警戒することに於て、挙動の怪しい者または通行人に質問したり所持品の検査を行い、所定の警察目的を達成しようとする警察活動の総体を意味する²⁾。

このような検問活動には、一定場所で複数の警察官が協同で警戒する検問滞在と質問あるいは所持品の検査などのために相手を停止させる検問行為を含む。

2. 必要性

不審検問は警察業務の中で欠かせない重要な業務の一つで、各種の犯罪を予防し、犯人検挙にも大事な役割を果たしている。警察の

検問検索活動は犯罪者に心理的な制約として作用し、犯罪活動を阻止もしくは鈍化させることで、犯罪予防の実効をもたらすことができる。その上、警察の誠実な検問活動は市民を犯罪から不安を解消させて社会の治安維持および民生安定に大きく寄与することで公権力に対する信頼感を向上させる大きな役割ができる。

実際、犯人検挙は外勤の警察による場合がかなり多い。巡察地区隊あるいは派出所（交番）を拠点にして街頭、屋外で徒歩またはパトロールカーを利用して活動する警察官を外勤の警察官と見なされるが、交通事故の原因に飲酒運転、無免許運転などは、このようなパトロールカーによる検挙でなければ取り締りが殆んど不可能な状況であるのが現状である。刑事犯の場合も総検挙人員の相当数以上がこの外勤の警察官によるものと把握されている。このように警察官の不審検問は犯罪の予防のために、なくてはならない重要な職務の一つなのである。

3. 法的性格

警職法第3条の不審検問が行政作用としての警察権の発動であるか、あるいは司法作用としての警察権発動であるかについては見解が対立している。一般的に不審検問は、警察行政作用として行政法学の研究対象でもあり、捜査の端緒として刑事訴訟法上の研究対象でもある性格を同時に持っている。従ってその法的性格も警察作用の効率性と適法性の保障に重点を置く行政法学の立場と検問対象者の身体的自由や適法手続きの保障を強調する刑事訴訟法学の立場によって異なる³⁾。

1) 警察行政作用説

不審検問は警察行政作用の一つの手段で行政目的達成のためのものであり、犯人の検

挙、証拠の収集を直接的な目的とする司法警察作用以前に犯罪の予防、公共の安定維持などを目的とする警察行政作用（特に保安警察上の）であると言う⁴⁾。

この説の根拠になるのは i) 警職法は沿革上、過去の警察行政規則、行政執行法など警察行政上の手段を定めた法規を継受したものの警察作用法の一つであり、ii) 検事の指揮を受けて司法警察官が行う捜査（刑事訴訟法第196条第1項）の場合とは違って、警職法第3条はその主体を司法警察官吏でなく「警察官」としているし、iii) 不審検問は、その第1次的目的が犯罪者の発見であると言うより犯罪の予防とこれによる秩序維持にあるもので、捜査ではなく捜査の端緒になるだけであると主張されている。

この見解によると不審検問は、犯罪が発覚されなかった場合は犯罪捜査の端緒になるばかりでなく特定犯罪の犯人が検挙されていない場合は犯人発見の切っ掛けにもなるという事で捜査と密接な関係を持っていると認めながらも、ところがこれはあくまでも警察行政作用の一つの手段として行政目的達成のためであって犯罪捜査とは厳格に区別されるべきであると言う⁵⁾。

しかし、これに対しては警職法第3条の規定から考えてみると、不審検問は“既に犯罪の嫌疑がある”との判断が前提されているので、これを警察行政作用だけに見なされず、同法第2条で警察官の職務範囲に犯罪の予防・鎮圧以外に捜査まで含めて規定している点を考慮すれば司法警察作用も包含していると見るべきであるという反論が提起される⁶⁾。

2) 併有説

不審検問は公共の安寧と秩序維持と言う警察行政目的達成のための警察行政作用的性質と犯罪端緒の発見、犯人の検挙及び証拠確保

と言う刑事司法的作用の性質を同時に持っていると言えなくも立場である⁷⁾。

この説の根拠は i) 不審検問は犯罪が発生したかどうかは問わず犯罪またはそれと関連する状況を把握し、固有の捜査法上の処分あるいは予防・鎮圧手段の中からどちらを使用するかを判断する岐路に立っている。ii) 不審検問している内に今後の発生・実行が予想される犯罪の情報収集は当該犯罪発生後、その犯人検挙のための資料に使う目的も含まれるので一律的に犯罪捜査と無関係であるとは言えない。iii) 挙動の怪しい者を不審検問して犯人を検挙した場合、どこまでが警察行政手段であり、どこまでが司法警察手段の領域であるのかは概念上では区別できるかも知れないが、実務上で区別するのは不可能である。それに警察官自身も行政警察官であると同時に司法警察官でもあり、その職務も行政面と司法面がいつも混在しているので明確に区別できないのが実情である。このような現実から考えると、不審検問は犯人検挙の手段でもあり捜査技術の一つになるとも言える。iv) 実際、運用上の不審検問は被疑者の検挙を主要目的とする等、犯罪捜査に積極的に活用されているし、また警察官の間でも不審検問それ自体が捜査手段であるとの評価が拡散されていること⁸⁾などである。

この説では現行犯逮捕または準現行犯逮捕の着手の前、その要件を再確認する任意的な処分として不審検問を前置することができると言い、警職法第3条第1項は任意捜査の原則に従って、その一つの類型を決めたもので、刑事訴訟法第196条第1項と同法第199条第1項は但し書きの具体化規定であると言う。従って、この説では不審検問を司法警察作用として任意捜査の一つと見ながら、警職法以外に刑事訴訟法も適用されるので刑事訴訟法上の諸原則が不審検問にそのまま適

用されると言う。

3) 二元説

不審検問を検問目的、警察官の犯罪嫌疑の程度、犯罪の特性可否などによって警察行政作用または司法警察作用に区分して二元的に把握する見解で、次の三つに分けられる。

一つ、検問目的によって、警察検問活動が社会公共秩序維持・犯罪予防の目的である場合は警察行政作用で、犯罪の捜査・逮捕を目的とする場合は司法警察作用と見る見解である。二つ、警察官の主観的な犯罪嫌疑の認定程度によって、犯罪嫌疑が明らかになっていない状況で行われる検問は警察行政作用で、犯罪嫌疑が明らかになり捜査に着手した以後の検問は司法警察作用と見る見解である。三つ、不審検問の対象になる犯罪が特定犯罪なのかどうかによって、検問の際その犯罪が特定でない状態で検問した場合は警察行政作用と見て、特定犯罪を犯したと疑える十分な理由のある者に対する不審検問は司法警察作用に区分する見解⁹⁾である。

一方、警職法が司法警察作用も含めて規定しているという事実は、警察官の職務範囲として犯罪の予防・鎮圧以外に捜査までも一緒に規定していること（警職法第2条第1号）からも確認できると言う。このような観点から見ると警職法の持つ意義は、初動捜査の緊急性から見て警察官が捜査作用の一環として不審検問できるようにするが、事後に検事の捜査指揮を受けるようにする特例を認定した事にあると言う¹⁰⁾。

4) 準司法警察作用説

不審検問は捜査自体ではないが現実的に捜査に繋がり、捜査同様に個人の自由と権利に対する侵害の憂慮が常に内包されている分野なので、その法的規制の側面では司法警察作用である捜査活動に適用する刑事訴訟法上の全ての規制がそのまま適用されるべき領域と

して把握する見解である。論拠には法的規制の側面で不審検問の要件を厳格に解釈する必要があり、憲法上の刑事手続きに関する規定の適用可能性が承認されやすく、更に司法的審査の対象にもなるので市民の自由権保障と人権侵害に対しても徹底的な規制が可能になることなどがあげられている。

5) 検討

不審検問の法的性格はあくまでも警察行政作用と見るのが妥当であると思われる。不審検問は特定犯罪を前提で行われるのではなく不特定犯罪を対象としている。不審検問の一次的な目的は本格的捜査ではなく犯罪予防にあり、捜査は刑事訴訟法上の体系にしたがって司法警察官が行うが、不審検問は警察官が独自に行う警察活動である。不審検問の結果、捜査が開始される場合が多いと言っても不審検問自体は捜査ではない。不審検問の根本的な趣旨は犯罪の予防と公共秩序の維持である。

しかし法的規制の側面で市民の自由権保障と関連して考えてみると、挙動の怪しい者は同時に被疑者にもなる者で、不審検問は実務上犯人を発見し証拠を収集するための端緒として犯罪捜査のためにも利用される場合があるので内面的には捜査目的の達成のためにも利用できる要素を持っているのを完全に否定するのは難しい。しかも既に発生した犯罪と関連のある場合、すなわち何か犯罪を犯したと疑われる者はもちろん、犯された犯罪について何らかを知っている者を対象に質問する場合は司法警察目的も含まれているはずなので捜査との限界はさらに微妙になる。

また不審検問は容疑が濃くなるに連れて犯人及び証拠の収集・保全と言う捜査過程に段階的に移行して行く場合も多い。それゆえ不審検問は捜査処分と連続概念であると言える¹¹⁾。そればかりでなく不審検問される被

検問者の立場では警職法上の質問あるいは任意同行が捜査上の被疑者審問または身体拘束と大きく違わないのである。

従って不審検問が捜査ではないが、その法的規制の側面では司法警察作用である捜査活動に適用されている刑事訴訟法上のすべての規制がそのまま適用されるべき領域として把握しなければならない。こうなれば不審検問の要件も更に厳格に解釈され、憲法上の刑事手続きに関する規定の適用可能性が承認されやすく、司法的な審査の対象にもなれるので市民の自由権保障と侵害に対する徹底した規制も可能である。現行の警職法が不審検問と関連して他国の立法例とは違って、捜査について憲法で規定しているような詳しい手続き上の人権保障規定を定めているのもこのような趣旨に根拠したことと言わざるを得ない¹²⁾。

Ⅲ. 不審検問の理論的検討

1. 不審検問の要件

1) 判断要素

警察官が検問対象者を選定するためには、挙動が怪しいかどうかと言うことと周囲の事情を合理的に判断しなければならない。

‘挙動が怪しい’とは、例えば警察官が勤務する交番の前を通りすぎるのを避けたり、巡察している警察官を見てあわてて路地に隠れたり、血痕の付いている服を着ているなどの場合である。すなわち、その人の動作や言語、服装、携帯品などが何だか変で不自然な場合を言う。

‘周囲の事情’というのは不審検問対象者の直接的な挙動以外の事情、つまり人的・物的・時間的・場所的な状況を言う。周囲の人が多数であるか或は少数であるか（人的状況）、危険な物があるかどうか（物的状況）、昼間なのか夜間なのか（時間的な状況）、繁

華街であるかひっそりとした住宅街の路地であるか（場所的な状況）などは周囲の事情の代表的な例になる。

ここで周囲の事情は独立的な不審検問の状況要件であると言うより、怪しい挙動と共にまたは、これを補助して不審検問の状況判断をもっと正確になる要件であると思うべきである。

2) 判断基準

警察が不審検問を行うのにおいてその状況と対象者を判断する基準は合理的でなければならない。判断が合理的であるためには、当該職務を行う警察官の主観的で恣意的な判断ではなく、社会通念から見て客観的な合理性が担保になる判断でなければならない。しかし、これは一般人の知識および経験の水準で判断することを意味するのではなく、推論過程において客観的な合理性があれば、その過程で警察官の職業的な専門知識および経験を反映するのは当然認定できる¹³⁾。

2. 不審検問の対象

警職法第3条第1項は‘既に何らかの罪を犯していたり或は犯そうとしていると疑われる相当な理由のある者、または既に発生した犯罪や発生可能な犯罪行為に関して、その事実を知っていると認定される者’に対して検問できる。これを挙動不審者とも言う¹⁴⁾。

1) 既に、何らかの罪を犯していたり或は犯そうとしていると疑われる相当な理由のある者

(1) 何らかの罪

刑法上、刑罰の対象になる罪刑法定主義に立脚した形式的な意味の犯罪行為が全て該当する。保安処分対象者であるかどうかは不審検問の段階で考慮する必要がないため、保安処分が課せられる可能性のある行為者も検問

の対象になる。犯罪成立の程度においても有責性可否は検問当時は判別し難いため、要しないのが妥当である。ただし軽犯罪処罰法上の軽犯罪は些細な違法ないし犯則行為なので警察比例の原則から見て許容されないし、行政秩序罰の対象者は刑罰の対象になる犯罪者と言えないので、その行為者は不審検問の対象者ではないと見なす。

(2) 疑われる相当な理由

不審検問の対象を判断するにおいて重要な基準と規定されているのが既に罪を犯していたり或は犯そうとしていると“疑われる相当な理由”のある場合である。

不審検問で要求される相当性の程度は逮捕と緊急逮捕の時に要求される相当性の程度と比較してみる必要がある。刑事訴訟法第200条2の逮捕においての相当な理由と同法第200条3の緊急逮捕においての相当な理由は共に犯罪の客観的な嫌疑を要求する点で同一で、ただ緊急性の程度に差があるだけで両者の嫌疑の程度には差がないと見るべきである。これに比べて不審検問での相当な理由は逮捕あるいは緊急逮捕に要求される必要な嫌疑よりその程度は低いと見なすべきである。従って犯罪を犯したのか犯す“合理的な可能性”程度で十分であると思われる。すなわち単純な犯罪嫌疑だけでは足りないが逮捕や拘束の要件である十分な犯罪嫌疑または犯罪嫌疑の高度の蓋然性までは要求されない理由は、不審検問は捜査ではないため捜査の端緒になる可能性のある行為に対しても行われるし、また不審検問自体が相手に不利益が相対的に少ない任意処分であるからである¹⁵⁾。

2) 既に発生した犯罪や発生可能な犯罪行為に関して、その事実を知っていると認定される者

その犯罪について何か知っているとして認定される者とは犯罪の目撃者、被害者、参考人的

な立場にいる者を言う。これらは法違反状態に対する責任のある者らではなく、犯罪嫌疑とは関係のない第三者の立場で犯罪の事実を知っている者に過ぎないが、これらに対しての停止と質問が認められているのは犯罪の予防や捜査の端緒を確保するためである。従って、これらに対する不審検問が適法であるためには、犯罪に関わりのある何かを知っているということが具体的な状況を通じて明確に立証できる場合と不審検問が不可避な場合に制限されなければならない。現実的にこの規定によって不審検問の対象を無制限に拡大できる窓口が設けられているのと同じである。警察行政の便宜上行う責任のない者に対する警察作用は危険であり、急迫でありまたは別の方法では不可能である場合に、必要最小限度に止めることと第三者が被害を受けないようにすべきである¹⁶⁾という基本的な要件を遵守することが妥当である。

3. 不審検問の方法

不審検問の方法は停止、質問、任意同行、所持品検査活動に分けられる。

1) 停止

不審検問の第1段階は質問のための停止である。警察官は特定人に不審検問の必要があると判断される場合はその人を停止させて質問することができる。警職法第3条第1項は、‘停止させて’の意味はその人を呼び止めて質問しやすくする準備行為で、歩行者の場合は呼び止める、自動車または自転車に乗っている場合は停車及び下車させるのが代表的な停止の種類である。既に立っている人や横たわっている人、ベンチに座っている人など動いていない人に対しては停止させる必要なく、質問することができる。

しかし、いったん停止状態でいた者が質問を始めると動き出したり、動いている者を停

止させようとする場合はどのくらいの有形力
を行使して停止させるのが果たして許容され
るのが解釈上の問題になる。すなわち直接
強制力を行使して相手の動きを制止できるの
か、または動いている相手の肩に手を載せたり、
相手の前で両腕を広げて立つなど有形力
を行使して停止させるのが果たして許容され
るかどうかのことである。

原則的に不審検問の停止行為は任意処分な
ので明白に停止を拒否する者に対してはいかな
る実力ないし類型力を行使して停止させられ
ないと見なすべきである。ただし制度の趣
旨及び不審検問の実効性を担保するために、
社会通念上まだその停止可否を明白に決めて
ない者に対しては説得ないし翻意を促して停
止させられるだろう。

2) 質問

質問とは被検問者に対して警察官が疑心を
懐いてる事項を解消するために或は警察目的
上の必要な事項を知るために行うことで、不
審検問の核心であると言える。停止と同行要
求は質問のための手段に過ぎない。質問は挙
動不審者に行き先や用件、または氏名、住所、
年齢などを聞き、必要な時は所持品の内容を
聞いて怪しいところを晴らす方法に基づく。
質問はあくまでも任意手段である。従って質
問に対し、相手は答弁を強要されない。即ち
質問の強制はどんな場合も許容できない。質
問している内に手錠をかけるなどの、質問に
対する答弁を強要する結果になる行為も禁止
される。ただし相手が答弁を拒否し、その場
を逃げようとする場合は、相手を説得して答
弁を誘導しようとする諸般努力はそれが脅迫
や心理的な暴力に該当しない限り許容される
と思うべきである¹⁷⁾。

警職法第3条第4項は質問する場合、警察
官は被質問者に自分の身分を表示する証票を
提示し、所属と氏名を明かすことを規定して

いる。従って警察官が自分の身分を明かす証
票を提示せず所属と氏名を明きらかにしない
で質問する場合は違法な行為なので、警察官
に答弁を拒否し暴行・脅迫を加えても特別な
場合を除いては刑法上の公務執行妨害罪が成
り立たないと見なすべきである。

3) 同行要求

警職法 第3条 第2項は“その場で質問す
るのが被検問者に不利であったり交通に邪魔
になると認定される時は質問のために付近の
警察署・地区隊・派出所または出張所（以下
“警察官署”と言う）までの同行を要求でき
る。”と規定している。

同行要求は質問のための補助手段で、警察
官の便宜のために認定されているのではなく
被検問者の保護または円滑な交通状況などの
ために設けられた制度なので、被検問者の意
思に反しない範囲内で警察官署へ同行するこ
とを意味する。

同行要求を拒否する被疑者を強制的に連れ
て行ったのではないとしても実質的な監視な
どで脅威的な雰囲気を作成し、被検問者が拒
否できないようにしたとすれば、それは不法
逮捕に該当すると思われる。

判例によると、相手の承諾を得てない任
意同行は違法で、同行要求を断った場合や同
行に抗拒して暴行脅迫を加えた場合も公務執
行妨害罪が成り立たないし¹⁸⁾、緊急拘束事
由に該当しない者を緊急拘束で、あるいは現
行犯の要件のない者を現行犯と誤認して逮捕
したり強制連行しようとする警察官に対する
暴行は公務執行妨害罪が成立しない¹⁹⁾。

警職法は、その場で質問するのが被同行人
に不利であると同時に交通の邪魔になる場合
のみを任意同行の要件としているが、これ以
外に質問の結果、怪しい点が解消できずも
と質問する必要性がある場合や警察官の生
命・身体に危険を及ぼす具体的な憂慮のある

場合も同行要求が可能なのかどうか問題になる。これについては警職法の目的上、同行要求を許容しないのは不合理なので許容すべきであるとの見解がある。しかし、必要性は認められるが明文の規定がなく、さらにそれを許容した場合、任意同行が濫用される可能性が排除できないので妥当ではないと思われる。実際に任意同行で警察署などの場所に移される瞬間、退去の自由が剥奪され逮捕の要件がないにもかかわらず逮捕のような措置が取られたり身体拘束下で陳述の自由を剥奪する形態で審問が成り立ってしまう現実を考慮すると、適法な手続きによる人権保障次元で条文を厳しく解釈し被同行人を保護する必要がある。

任意同行が正当な法的効力を備えるには警職法上、一定の手続き上の要件を必要とする。すなわち同行を要求する場合、警察官は被同行人に自分の身分を表示する証票を提示しながら所属と氏名を明かし目的と理由を説明しなければならない。また任意同行した場合、警察官は被同行人の家族・知人などに同行した警察官の身分、同行場所、同行目的や理由を告知するか本人をしてすぐ連絡を取る機会を与えなければならないし弁護人の助力を受ける権利があることも告知すべきである。そして任意同行した場合、警察官は被同行人を6時間を超過して警察官署に留められないし、任意同行の時に刑事訴訟に関する法律に拠らない限り身体を拘束されない又その意思に反して答弁を強要されない。このような任意同行は任意同行の違法、不当可否を判断する重要な基準になる。

4) 所持品の検査

一般的に所持品検査とは不審検問に伴って凶器の所持可否などを明かすために、挙動の怪しい者の服や携帯品を調査することを意味する。

警職法第3条第3項は質問する時、凶器を所持しているかどうかを調査することができると規定している。すなわち、警職法は所持品検査を“凶器所持可否”に限定している。従って凶器所持可否を検査するために外部で所持品を観察したり所持品について質問したり又は所持品の任意提示を要求すること、そして服や所持品の外表を手で軽くたたいて調査する外表検査、提示された所持品を検査することなどは許容される。

所持品の検査も警察官の不審検問に随伴する付随的な処分で、犯罪捜査とは区別される捜査の端緒と言える²⁰⁾。

所持品の検査は不審検問の付随的な処分として警察行政作用に該当するので、犯罪捜査の目的で捜査機関が行う強制処分としての司法警察作用の捜索とは区別される。従って、この法による所持品検査には刑事訴訟法上の令状主義原則が適用されないとと言える。不審者に対して質問する過程で所持品を検査する場合の法的根拠が問題になる。現行法は凶器所持可否についてのみ調査できると規定しているだけで、所持品の検査に対する言及はない。

所持品の検査も可能であるという肯定説は不審検問の際、凶器以外の所持品に対する調査も許容する主張で²¹⁾、所持品検査の対象を凶器に局限するのはあまりに技巧的で現実にも合わない解釈であると言う。凶器を所持しているかどうかを調査するためにはいずれ他の所持品の検事もしなければならない、また質問の実効性確保のためにも必要なので、凶器以外の物に対する所持品の検査を許容するが、ただしその限界を守るよう努力するのがより合理的であると主張している。

否定説は凶器所持に伴って他の所持品を検査する事はあり得るが、これは凶器調査に伴う当然の帰結であるだけのことなので、不

審検問の際は凶器所持調査に局限すべきであるとの主張である。

中間的見解は所持品の検査を凶器のみに限りながら、凶器に対する調査自体も極めて制約された要件で認めるべきであるとの主張で、警察官が不審検問にて当然凶器に対する調査ができるようにしてはいけない、警察官本人や他人の生命・身体に対する脅威が大きかったり緊急な場合に限りて凶器に対する調査を認めるべきであると言う。

結論的に、不審検問の現場で不審者が凶器以外の盗品や麻薬などを所持している状況などの現場状況を勘案すれば、凶器以外に犯罪と関連した所持品の検査に対する明確な法律上の規定が必要であると思われ、所持品検査の対象を凶器に限るのは凶器以外にも武器、麻薬類、禁制品、偽札、贓物などに対しても所持品検査を行う現実的な必要性が存在する点を考慮する時、問題がある。

従って、一般的な所持品検査の許容限度は犯罪嫌疑が濃厚になった状況で所持品検査の必要性、緊急性、そしてこのために侵害される個人の法益と保護しようとする公共の利益との比較衡量などを考慮して相当であると認定する限度内で認めるべきである。

所持品の検査は原則的に相手の同意を得た後で行わなければならない。すなわち凶器提示要求は強制的な外皮検査や蓋皮行為に先だつて相手の任意的な提出を誘導する行為で、その方法が任意的である時に限りて許容される。判例も警察官が不審検問の過程で同意を得ずに所持品を検査するのは不法であると言っている。

凶器所持の検査は警察官の不審検問に伴う付随的処分なので捜査自体ではなく捜査の前段階での処分、取りも直さず犯罪捜査の手がかりに過ぎない。従って、捜査を直接目的とする刑事訴訟法に根拠している身体搜索や身

体検査そして企業の目的達成のために企業の就業規則に根拠して行われる職員らに対する所持品の検査、航空機会社などが航空機テロなどを防止するために乗客を対象に行う所持品検査などとは区別される。不審検問の際、不特定の被検問者が凶器を所持している蓋然性は極めて微々たるにもかかわらず、これを規定しているのは、もしものとき警察官自身と被検問者そして周辺の第三者の安全に対する恐れを取り除く必要性が発生するかもしれない可能性のためであると思われる。

このような理由で凶器所持の法的性格は、凶器所持可否を調査する場合ある程度の実力行使が不可避な時もあるので、これを警察行政上の強制処分と把握し、警察官が凶器所持を調査する場合は事前においてはもちろん事後も法官の令状を要しないと思うべきである。

それゆえ、被検問者が凶器を所持していると疑われる合理的な根拠があつて検問警察官の生命、身体などを保護するために凶器所持検査の緊急性、必要性、相当性が要請される場合に限りて必要最小限度の範囲内で外表検査及び蓋皮行為を行うのは可能であると言える。

IV. 不審検問の問題点と改善方案

1. 不審検問の法律上の問題点と改善方案

1) 不審検問用語の問題

警職法 第3条はその題目を不審検問と規定しているが、不審検問という用語だけでも国民に多分に強圧的な感じを与える面がある。辞典的定義によると不審は詳しく知らないことまたは疑わしいことを言い、検問は人を検査し審問することを意味するので、不審検問とは詳しく知らない又は疑わしいため検問するのを意味する。しかし現行法上の不審

と言う用語は一般的によく使われてない概念であるばかりでなく、検問という用語が身体拘束や意思に反する連行と答弁の強要を含む印象を与えるため、検問対象者が不快感を感じて拒否する事態も起こったりするのでその用語を純化させるべきである²²⁾。

日本においては、警職法第2条で‘質問’という表現を使うことによって旧警職法で使っていた用語を廃止した。しかし旧日本警職法をそのまま継受している韓国は未だに不審検問という日本の古い表現を使っている。ドイツの場合、統一警察法模範草案²³⁾第9条で‘身元確認’という用語を使っている。フランス刑事訴訟法には‘身元統制’または‘身分証明書確認’、‘身元確認’という表現を使っている。このことを勘案すると、韓国も‘職務質問’ないし‘身分確認’、または‘身元確認’のような用語に変えても良いと思われる。しかし‘職務質問’もまた憲法上の陳述拒否権の問題があるので検問という効率性を達成し難い点があり得る。従って日本の職務質問という用語よりは‘身元確認’という表現が、より行政の効率性を期することができて望ましいと思われる。

2) 身元確認のための強制措置規定の新設問題

一般的に警察官から不審検問される場合、真っ先に身分証明書の提示が要求される。このような身分証明書の提示及び確認手続は事実上警職法第3条の不審検問の規定には存在しない。すなわち身分証明書の提示要求は住民登録法第26条“住民登録証の提示要求”の規定によって行われる。

不審検問の際、被検問者の状況や態度に関して質問する以前に簡単に身元を確認することによって警察官の疑いが解決できるという点で、身分証明書の提示が不審検問の有用な一つ的手段として活用できる。また住民登録法第26条によると、住民登録証を提示しな

い場合は同行要求ができるように規定している。これは不審検問の場合は任意同行の時、被検問者が同行を拒否できるのに比べて、住民登録法上の同行の時はこれを拒否できるという明文規定がないという点で差がある。同行要求の事由も不審検問の場合は被検問者の保護のためにまた交通上の理由によるものであるのに比べて、住民登録法上の同行の事由は“犯罪嫌疑があると認定される相当な理由がある時”と規定している。

従って、身分証明書の提示を拒否したとの理由、または身分証明書を所持していないという理由で同行を要求するのは警職法第3条ではなく住民登録法第26条に根拠すること、これは犯罪の嫌疑などがある場合に行われることなので司法警察作用の一環と見て刑事訴訟手続きに由るべきである。このような観点から警察行政作用の一環で行われる不審検問の際は、身分証明書の未所持ないし提示拒否を理由にして同行を要求することができないのである。

今のように住民登録法第26条に関する規定が被検問者に対する同行を強制する手段に悪用されるのを防ぐためには同法律に人権保障と関連した適法した手続きの規定を定めるか、あるいは警職法上の不審検問の規定に身元確認のための身分証明書提示の規定を定めるのが被検問者の人権を保護し警察業務の適法性を保障するのにより効率的であると言える²⁴⁾。

3) 質問と関連した問題点

警職法第3条第1項で“犯罪と関連して、その事実を知っていると認定される者を停止させて質問することができる”とのみ規定しているが、質問の法的な性格を对人的な警察調査として任意処分と理解すれば、現行の警職法第3条第1項の規定は過度に包括的である²⁵⁾。これに対する問題点は一つ、警察官

は怪しい挙動その他周囲の事情を合理的に判断して何らかの罪を犯そうとしていると疑心される相当な理由のある者ばかりでなく、既に犯された犯罪や、これから犯される可能性のある犯罪行為に関しての事実を知っていると認定される者までも停止させて質問することができる」と規定している。しかしこれから犯される可能性のある犯罪行為に関してその事実を知っていると認定される者という概念自体が極めて曖昧で包括的なもので、誰もが何の制限なしで不審検問の対象になる濫用の可能性があるし、また現実的にもそうである。従って警職法第3条第1項の質問のための停止の対象者をもっと具体的に制限規定して警察官が客観的な事実をもとに合理的に判断し、何か罪を犯した人と犯そうとしていると疑うのに十分に合理的な理由がある時、その当該人だけを停止させて質問できるようにすべきである。

二つ、警職法第3条第1項は“挙動の怪しい者を停止させて質問することができる。”とのみ規定しているし、第7項後段で“答弁を強要されない。”と規定している。従って被検問者が停止それ自体を拒否することができるかどうかに関しては明白な規定がないのである。不審検問はその自体が国民の基本権と非常に密接な関連があるだけに具体的に規定されるべきである。即ち不審検問は任意処分なので法規定に質問のための停止自体を拒否することができるということも明白に規定しなければならないのである。

三つ、質問の範囲に関しても“停止させて質問することができる。”と規定しているだけである。ところが警職法上の不審検問は刑事訴訟法上の司法警察官の被疑者審問とはその性格が本質的に違うので、その質問の範囲も厳しく制限する必要がある。それゆえその質問の範囲は被検問者の氏名、住所、生年

月日及び住民登録番号、そして行き先などに限定して規定する必要がある。

四つ、質問のための停止させた場合、警察官が被検問者を停止させて検問できる時間も具体的に制限する必要がある。現在これに関連した規定がないので被検問者は何時間も停止されられる状況である。

五つ、警職法第3条第7項に“答弁を強要されない。”と規定しているが、被検問者は質問に対する答弁拒否権があることを知らない。従って警察官は被検問者を停止させて質問する前に答弁の義務がないことと黙秘の権利があることを予め告知しなければならない²⁶⁾。

4) 同行要求の事由および時間の問題

同行要求に関連しては大きく二つの問題がある。それは同行要求事由の問題と同行要求時間の問題である。

同行要求事由の問題は、同行要求の事由に警職法第3条第2項では“質問するのが当該人の不利であり、交通の邪魔になると認定される時”と限られている。従って、検問検索の目的を達成するための同行要求は許容されない。当該人に不利であるとは、検問されるのが名誉心に傷を負ったり羞恥心を感じる場合、季節的に酷暑・酷寒などのように物理的・心理的・経済的に当該人に不利な場合を意味するのである²⁷⁾。警察官署への同行要求は現行法では警察目的のためにはできないようになっている。しかし、現実での同行要求は身元確認など警察目的のための場合が大部分を占めている。このように法と現実が一致しないため、法執行の現場でぶつかる大変な部分である。警察官が不法を犯せざるを得ない構造である。従って、現行法の‘当該人の不利、交通の妨害’以外に‘警察目的のために必要な場合’も同行の事由に含めて、法と現実が一致できるようにしなければならない

いのである。

次に、同行要求時間の問題は、①任意同行時間を3時間までに短縮する問題である。警職法第3条第6項は警察官は被同行人を6時間以上超過して警察官署に留められないと言っているが、同行要求の要件が‘当該人に不利であったり交通の妨害になる時’に限っているので、このような要件では取って6時間までは必要でもない。現行法制の下では身元確認のための同行要求はできないので、同行時間の制限は身元確認のための時間ではない。ただ被同行人のための配慮の次元または交通を妨害しないための次元なのである。それに被同行人の犯罪嫌疑の相当性が明らかになる場合は直ちに刑事訴訟法の手続きで履行すればいいので、被同行人の自由を6時間まで抑制する必要はないと思われる。長時間警察官署に留めるとそれだけ人権侵害の論難も有り得るし、警察官は長く遅滞しただけの成果を得るために不必要な措置を取る可能性もあるからである。

②同行を要求する時からその同行が終了するまでは常に任意性が維持されるべきで、その任意性の立証責任は警察側にあることと規定しなければならない²⁸⁾。

③不法的で恣意的な同行要求を防止するために事後統制の手続きが必要である。即ち、同行を終了した時は被同行人が要求しようがしまいが、必ず同行の理由や時間などを記載した同行事実証明書を発給する義務規定を定めて置くことによって、被同行人はその時間間に警察官署に同行されていたことを証明できる資料になるばかりでなく、自分が不法的に同行された場合は救済手段の資料としても活用できる。また警察官には、このような同行事実証明書を交付することで心理的に不必要な同行を自制することができる措置にもなるだろう²⁹⁾。

5) 凶器以外の所持品検査の許容問題

警職法第3条第3項によれば不審検問の際、所持品検査の対象は凶器に制限されているので原則的に凶器以外の物に対しては所持品の検査をしてはいけないが現実的にはこれを拡大解釈して検査をしている。

即ち、犯罪の鎮圧という不審検問制度の積極的な目的を達成するためには凶器以外の麻薬、禁制品、偽札、臓物などの物に対しても所持品の検査を行うべき現実的な必要性が存在するのである³⁰⁾。このような場合は不審検問の手続きの段階を超えて刑事手続きに従うべきという問題が生じる。刑事手続きに従っていない所持品検査はその限界を離脱したことで、公権力を乱用して個人の基本権を侵害するとの批判が存在する。

しかし、凶器、爆発物、薬物、偽札などの禁制品の所持品検査を認めないとそれらを利用した犯罪を未然に防止できなくなることで、尚且つ嫌疑の事由は深いが逮捕できる要件が満たされていない状況での所持品検査が許容されなければ犯人は逃げてしまい、その結果犯人検挙が極めて困難になり憂慮することなどを考慮すれば、質問に伴う所持品検事を一定の範囲で許容せざるを得ないのである。

従って、凶器以外の麻薬、禁制品、偽札、臓物などの物に対して所持品検査を行う現実的な必要性が存在するにもかかわらず、その根拠規定がないことから違法収集証拠の問題が発生される危険に対して、警察業務と取り締り要求の必要性が大きいとの理由で法律規定を任意に類推解釈する方法によって例外を認めるのではなく立法によって解決すべきである。

即ち、凶器検査の条項に“麻薬などの所持品禁止になっている薬物を所持していると疑うのに十分で合理的な理由がある時には、所持している物の提示を要求したり着衣の外部を

検査することができる”という条項の新設が要求されると言える³¹⁾。

2. 不審検問の運営上の問題点と改善方案

1) 警察官の適法手続き遵守意識の欠如

被検問者が一般的に不審検問の際、警察官から要求された事項は身分証明書の提示、所持品の検査、任意同行の要求、身体搜索などである。この中でも身体搜索は、法の限界を外れた不審検問の方法であるだけでなく被検問者に対する人権侵害の程度が強いため、単なる不審検問の目的で行われてはいけないうる行為であるにも拘らず、警察官がこれを不審検問の一つの方法として使っているのは不審検問の目的と方法に対する正確な認識と適法手続き遵守に対する意識が欠如しているからであると言える。それに身元確認のための身分証明書の提示要求に拒否する場合も、強制する法的根拠がないことを一線の警察官は周知すべきである³²⁾。

適法手続き遵守と関連しては不審検問の際、警察官は先ず自分の身分、所属、氏名などを被検問者に告知すべきにも拘わらず、殆どの場合このような事前告知をしてないのである³³⁾。

任意同行と関連しても、被検問者が同行を拒否する場合は同行を強要できないにもかかわらず強制的に同行された場合が多く、不審検問の目的と理由を被検問者に告知するように法に規定されているにもかかわらず、このような目的と理由を告知しないことがしばしばある。即ち警職法第3条第1項から第7項までに規定されている警察の適法手続き遵守事項の大部分が不審検問の現場では無視されたまま不審検問が行われているのである。このような部分は何よりも警察自体内の努力が必要な部分であると言える。

現在、一線警察では毎月職場訓練を実施し

ているが、主に精神教育や各課の教養事項の伝達及び武道訓練中心の教育を実施している。最近、人権に対する国民の要望がいつの時期よりも高まっている現実を勘案し、警察官を対象に不審検問の際の適法手続き遵守教育と人権教育を強化すべきである。

2) 無作為一斉検問

不審検問は平常の不審検問制度と一斉検問制度に区分される。平常の不審検問とは外勤の警察官が日常的に巡察防犯活動および刑事、保安、警備などの活動を遂行する時に検問検索を実施するのを意味する。このような検問検索は主に地区隊と警察署など一線の警察組織を中心に成り立っている。

これとは違って一斉検問とは特定の目的を達成するために一定の期間の間、特定地域に警察力を集中動員して重点的に検問検索を実施するのを意味する。一斉検問は平常の検問検索に比べてもう少し積極的で可視的、それに総合的に検問検索を実施している。このように一斉検問は検問検索の実施期間に不審検問の効果を極大化するための総合防犯活動であると言える³⁴⁾。

警職法は不審検問の対象と関連して“怪しい挙動その他の周囲の事情を合理的に判断して何らかの罪を犯し、また犯そうとしていると疑われる相当な理由のある者、または既に発生した犯罪や発生可能な犯罪行為に関して、その事実を知っていると認定される者を停止させ、質問することができる。”と規定している。しかし警察は一定の場所で、その地点を通過する人に対して無作為的に検問することが慣行のように行っている³⁵⁾。この場合は検問対象の要件である挙動が怪しかったり犯罪の嫌疑のある又は犯罪について何かを知っている者とは言えない。

このような要件に該当しない一般市民を対象にして一斉検問するのは警察権の濫用で、

許容できないことである。

従って、このような一般市民に対する、いわゆる手当たり次第の不審検問活動は止揚されるべきで、犯罪の予防に必要な場合はその時期と場所などを決めて警察官署の長が警察庁長に報告した後、一斉検問を実施するようにすべきである。この場合、不審検問に適用される対象に関する規定は適用しないという特別な規程を警職法に規定するのが必要あり、その手続きや時期、場所などは施行令または規則に決めるなど立法化して法的な根拠を設けるのが望ましいと思われる。

3) 制服の警察官の身分証明書の提示問題

警職法第3条第4項によると警察官は不審検問と関連して質問したり同行を要求する場合、自分の身分を表す証票である警察公務員証を提示すべきであるが、実務的な次元で制服の警察官の場合も身分証明書を提示すべきかどうかは考えてみる問題である。

制服を着用した警察官の場合は、別途の手続きがなくても公務を遂行する警察官であることを誰もが分かる。これと同一或は類似の制服であっても権限のない場合は着用できないよう法的に禁止している。それに制服に胸章や名札を付着しているのであえて警察公務員証を提示しなくても人権侵害の余地は殆どないにも拘らず、制服の警察官に身分証明書の提示義務が課されると解釈されることで、検問の時に煩わしさや紛失の危険はもちろん、相手の急な突発行動に警戒態勢が疎かに成りうる虞もある。

特に、警察官の身分証明書は紛失した場合にはa用の虞が大きいいため懲戒の責任が伴い、そして、いつ激闘するか分からない外勤の警察官が外部に身分証明書を見せるのは検問への集中度を大きく落とす要因になっている。また警察公務員ではない戦闘警察と義務警察の場合は身分証明書がない状態で検問してい

るが、警職法上では身分証明書を提示するようにしているので、戦・義警の検問は全てが適法手続きを無視した不法な検問になってしまうのが現実である。

韓国と警察作用法制が類似する日本の場合も職務質問手続きに警察官の証票提示の義務はなく、危険防止のために出入りの時は管理者の要求に応じて証票提示の義務を規定している。この場合、警察機関が公的に発行した身分証明書及び記章以外に警察手帳も証票に該当すると見なしている³⁶⁾。イギリスも不審者捜索の際、‘警察官が制服を着用していない時は警察官であることを証明できる文書を提示しなければならない’（警察および刑事証拠法第2条第2項1号）と言っている。

韓国も不審検問の際、証票提示の義務を規定することにおいて、住民登録法のように制服の警察官の場合を例外にすべきである。

V. 結論

不審検問は警察と市民が直接的に接触する警察作用の一つで、公権力に対する国民の信頼を左右する重要な活動である。即ち、不審検問は犯罪人に心理的な制約として作用し、犯罪活動を阻止したり鈍化させることで犯罪予防の実効が収められるし、このような検問活動を通じて市民をして犯罪からの不安を解消させ社会の治安維持と安定に寄与することで公権力に対する信頼感を向上させる大きな役割を果たしていると評価されている。

もともと警察は“市民のための警察”という本来の機能を随行する時、その存在が認定される。従って、現行憲法の下では警察の目的である公共の安全と秩序維持は国民の人権保障にその根拠の正当性があり、そして国民の人権保障論理によってその活動の限定論理が提供されるのである。それゆえ警察官は、

不審検問を通じて治安を維持する責務が警察官の国民に対する奉仕的地位より由来することを認識し、不審検問を行使する時も警察権発動の基本原則を維持して国民的信頼が得られるように努力すべきである。そうでなければ、不審検問で国民の基本権が侵害されるのはもちろん、警察捜査業務に対する国民の理解や協調よりは国民の抵抗にぶつかることにもなる、それに国民と警察との間に違和感だけを高める結果になる。従って、警察官は不審検問において、警察業務と個人や社会全体に及ぶ影響までを考慮しなければならない。このような見地で不審検問の具体的な適否の判断も法的規制を基準に少なくとも市民の人権に対する不当な干渉や侵害などその濫用に至らないようにする配慮から始めるべきである。

従って、不審検問制度は犯罪予防および犯人検挙の目的を効果的に達成し、それと同時に国民の人権を侵害したり生活に不便を掛けたりしない方向に運営されるべきで、警察は市民を尊重しながらも警察業務の効率性を高める検問技法を開発して実践し、一線の警察官には絶え間ない再教育で諸般の法規定と手続きを熟知させて適法手続きによる法執行が可能になるよう努力することで、不審検問のように市民との衝突が引き起こされる状況のもとでも市民の協力と信頼を得て個人の人権が最大限保障されるようにすべきである。

[注]

- 1) イムウン、“不審検問の実態と改善に関する研究”、治安研究所、1997、p.12
- 2) チャヨンソク、“警察官吏の所持品検査に関する小考”、考試界、1983. 12、p.161
- 3) ファンチャンゲン、“不審検問に関する考察”、延世大法學研究 第6輯 1巻、1999、p.141
- 4) カンドンウク、“不審検問 理論と實務”、考

- 試院、1994、p.28
- 5) チャヨンソク、「刑事訴訟法」、世英社、1997、p.238
- 6) シンドンウン、「刑事訴訟法」、法文社、1997、p.82
- 7) ファンチャンゲン、“前掲論文”、1999、pp.153-154
- 8) 村山眞維、「警察研究」、成文堂、1990、p.323
- 9) タクヒソン、“不審検問の実態と改善方案”、韓國刑事政策研究院、1999、p.61
- 10) カンドンウク、「前掲書」、1994、p.33
- 11) チャヨンソク、“前掲論文”、p.161
- 12) クァクビョンソン、“不審検問”、韓國公安行政學會報 第5号、1996、p.373
- 13) ゾンソングン、「刑法總論」、法文社、1996、p.203
- 14) イゼサン、「刑事訴訟法」、博英社、2005、p.182
- 15) 治安研究所、「不審検問の実態と改善に関する研究」、1997、p.30
- 16) キムナンジン、「行政法の基本問題」、經文社、1994、p.703
- 17) イゼサン、“不審検問と任意同行”、考試研究、1987. 8、p.168
- 18) 大判 1991. 5. 10. 宣告 91 ㉔ 453
- 19) 大判 1992. 5. 22. 宣告 92 ㉔ 506
- 20) イゼサン、「前掲書」、p.184
- 21) チョビョンイン、「警察基本法整備に関する研究」、治安研究所 研究報告書、2002、p.77
- 22) イゼサン、「前掲書」、p.181
- 23) ソンボンム、「ドイツの警察法論」、世昌出版社、2001、附録 p.318
- 24) 治安研究所、「前掲書」、pp.134-135
- 25) キムゼクァン、“警察官職務執行法の改善方案に関する研究”、韓國法制研究院、2003、p.134
- 26) ユインチャン、“不審検問に関する小考”、韓國警察學會報 第2号、2000、p.121
- 27) 警察廳、「警察官職務執行法 解説」、2001、p.37
- 28) クァクビョンソン、“不審検問”、圓光大學校法學研究、1997、p.303
- 29) コヨンワン、“警察官職務執行法上 不審検問に関する研究”、ソウル市立大學校 碩士學位論文、2006、p.108

- 30) ソジョンボン、“警察官職務執行法 第3条 不審検問の内容と問題点”、捜査研究、2004. 10、p.28
- 31) カンドンウク、“不審検問に関する研究”、漢陽大 博士學位論文、1991、p.190
- 32) ソジョンボン、“警察官職務執行法 改正方向に関する研究”、治安研究所 研究報告書、2003-05、p.44
- 33) タクヒソン、“前掲論文”、pp.151-152
- 34) 治安研究所、“前掲書”、p.103
- 35) ソンドンクォン、“韓國刑事司法の現状と發展方向”、刑事政策研究 第8巻 第3号、韓國政策研究院、1997、p.26
- 36) 古谷洋一、“主席 警察官職務執行法”、立花書房、2000、p.317

[参考文献]

- 1) イゼサン、“刑事訴訟法”、博英社、2005
- 2) キムナンジン、“行政法の基本問題”、經文社、1994
- 3) 警察廳、“警察官職務執行法 解説”、2001
- 4) シンドンウン、“刑事訴訟法”、法文社、1997
- 5) ソジョンボン、“警察官職務執行法 改正方向に関する研究”、治安研究所 研究報告書、2003
- 6) ソゾンボム、“ドイツの警察法論”、世昌出版社、2001
- 7) ゴンソングン、“刑法總論”、法文社、1996
- 8) 治安研究所、“不審検問の實態と改善に関する研究”、1997
- 9) チョビョンイン、“警察基本法整備に関する研究”、治安研究所 研究報告書、2002
- 10) チャヨンソク、“刑事訴訟法”、世英社、1997
- 11) 村山眞維、“警察研究”、成文堂、1990
- 12) 古谷洋一、“主席 警察官職務執行法”、立花書房、2000
- 13) イゼサン、“不審検問と任意同行”、考試研究、1987. 8
- 14) イムウン、“不審検問の實體と改善に関する研究”、治安研究所、1997
- 15) カンドンウク、“不審検問に関する研究”、漢陽大 博士學位論文、1991
- 16) カンドンウク、“不審検問 理論と實務”、考試院、1994
- 17) キムゼクァン、“警察官職務執行法の改善方案に関する研究”、韓國法制研究院、2003
- 18) クァクビョンソン、“不審検問”、韓國公安行政學會報、第5号、1996
- 19) クァクビョンソン、“不審検問”、圓光大學校 法學研究、1997
- 20) コヨンワン、“警察官職務執行法上 不審検問に関する研究”、ソウル市立大 碩士學位論文、2006
- 21) ソジョンボン、“警察官職務執行法 第3条 不審検問の内容と問題点”、捜査研究、2004. 10
- 22) ソンドンクォン、“韓國刑事司法の現状と發展方向”、刑事政策研究 第8巻 第3号、韓國政策研究院、1997
- 23) タクヒソン、“不審検問の實態と改善方案”、韓國刑事政策研究院、1999
- 24) チャヨンソク、“警察官吏の所持品検査に関する小考”、考試界、1983. 12.
- 25) ファンチャングン、“不審検問に関する考察”、延世大法學研究、第6輯 1巻、1999
- 26) ユインチャン、“不審検問に関する小考”、韓國警察學會報 第2号、2000
- 27) 大判 1991. 5. 10. 宣告 91 ド 453
- 28) 大判 1992. 5. 22. 宣告 92 ド 506

Police Questioning and Civil Rights in the Law of Police Officers' Task Enforcement in Korea

Hyo Jin KIM
Kyungwoon University

Abstract

The police questioning in the law of police officers' task enforcement in Korea is originally voluntary disposition for crime prevention. But actually police officers carry out a large part of their duty by police questioning and it make trouble with citizen. The police questioning function as a standard of watching justification exercise of public power.

In other words questioning at once keep public peace preventing crime and security human rights by due process of law. These two purposes in police questioning are in theory complementary relation but in practice tense relation. In order to match up these two purposes in police questioning, it is needed that conditions, objects and processes of police questioning are laid down in law and in process of exercising public power the police are willing to obey the law.

In 2nd chapter grasp legal character of police questioning, in 3rd chapter theoretical studied out Stop, Question, Request going together, Frisk as methods of police questioning and in 4th chapter formulated controversial points and improvement plans.

The police are recognized when carry out their original duty, namely "The Police for Citizen". Under the present Constitution of the Republic of Korea, public safety and preserving order justified by civil rights, so the police doing police questioning have to consider influence of police services to an individual and the whole society. In this point of view, judging propriety of police questioning have to be set in considering violation of human rights.

Thus, the system of police questioning have to be administered to achieve purposes effectively, namely crime prevention and arresting criminal, at the same time, not to violate civil rights. The police also have to develop better check-up method that can respect citizen and raise the efficiency and enable them to enforce the law complying with due process of law. Through these efforts, also under the situations that is in collision with citizen like police questioning, the police have to work up winning public cooperation and confidence.